（廃止措置実施方針に定める事項）

第三十二条の五の二　法第四十三条の三第一項の廃止措置実施方針には、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～十　略］

十一　廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設（第三十二条の六及び第三十四条の二において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十二・十三　略］

十四　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十五・十六　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十二条の六　法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　性能維持施設

七　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～四　略］

五　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［六・七　略］

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

九　［略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十二条の七　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

2　法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は原子力船等への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第三十二条の五の二　［同上］

［一～十　同上］

十一　廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十二・十三　同上］

十四　廃止措置に係る品質保証計画

［十五・十六　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十二条の六　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［六・七　同上］

八　品質保証計画に関する説明書

九　［同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十二条の七　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］